

# 大学入試学会会則

制定 2023年12月17日

(名称)

## 第1条

本学会は、大学入試学会（The Japan Association for Research on University Admissions: JARUAS）と称する。

(事務局)

## 第2条

本学会の運営のために事務局を設ける。事務局の所在地は、別途、細則により定める。

(目的及び事業)

## 第3条

本学会は、日本の大学入学者選抜を学問的根拠に裏付けられた制度として発展させるために、大学入試とその関連分野における学際的な研究を推進することを目的とする。さらに、研究の基盤を形成するために、大学、高校、研究機関及び教育行政の情報交流を推進するためのプラットフォームを提供する。

## 第4条

本学会は、第3条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 大会・研究会及び講習会等の開催
- (2) 機関誌その他の刊行物の定期的発行
- (3) 大学等協議会、高等学校等協議会及び組織間連携に関わる事業
- (4) その他、本学会の目的達成上、必要な事業

## 第5条

本学会は、第4条（3）の事業を遂行するために、以下の下部組織を設ける。

- (1) 大学等協議会。大学等協議会に関わる細則は別途定める。
- (2) 高等学校等協議会。高等学校等協議会に関わる細則は別途定める。

(会 員)

#### 第6条

本学会の会員種別は次の(1),(2)に示すとおり。会員資格に関する細則は別途定める。

##### (1) 個人会員

###### 1. 正会員

当該分野の研究者及び当該分野に関連する活動実績があり、会の趣旨に賛同する個人

###### 2. 準会員

当該分野に関心を有し、会の趣旨に賛同する個人

###### 3. 学生会員

上記1又は2に該当する者のうち、大学等の高等教育機関に学籍を有し、研究者番号を持たない個人

##### (2) 団体会員

###### 1. 大学等協議会加盟団体

本学会の趣旨に賛同する大学に属する機関又は大学、ないしは大学入試に関わる研究を行う公的機関

###### 2. 高等学校等協議会加盟団体

本学会の趣旨に賛同する高等学校(以下、中等教育学校を含む)又は複数の高等学校で構成される組織又はそれに準ずる組織

##### (3) 賛助団体

本学会の趣旨に賛同し、本学会への支援を行う法人等の団体

#### 第7条

本学会に、正会員、準会員、学生会員として入会しようとする者、団体会員として入会しようとする団体、賛助団体として登録しようとする法人等は、正会員1名の推薦を受けた上で理事会の承認を得なければならない。

#### 第8条

本学会を退会しようとする者は、理事会に書面で届け出るものとする。

#### 第9条

会員が次の各項の一つに該当するときは、理事会の決議を経て除名されることがある。

##### (1) 会費を2年以上滞納したとき

##### (2) 学生会員が学籍を失ったにも関わらず、会員種別変更手続きを怠ったとき

##### (3) 本学会の名誉を傷つける、ないしは本学会の事業を妨害する行為があったとき

##### (4) 大学等協議会ないしは高等学校等協議会の細則に反し、資格外の者を協議会主催の事業に参加させたとき

#### 第10条

会員は、退会、除名、死亡、法人又は団体の場合はその解散の事由によって会員資格を喪失する。

(役員)

第11条

本学会に次の役員をおく。

- (1) 理事 20名以内。うち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- (2) 監事 2名

第12条

理事長は、本学会の代表として理事会の議長となり、会務を総括する。副理事長は、理事長が会務を遂行できない場合に、それを代行する。

第13条

役員は、4年ごとに行われる正会員による選挙によって選任する。選挙は選挙を行う年度の定例総会の20日前までに行うものとし、任期は以下の通りとする。選任方法は別途細則に定める。

- (1) 役員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし次期役員が総会で承認されるまでは、その任期を引き継ぐものとする。
- (2) 理事長は2期を超えて、連続して選任されないものとする。

(会議)

第14条

理事長は毎年1回会計年度終了1年以内に定例総会を招集する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。理事長は必要に応じて、理事会を招集する。

(会計年度)

第15条

本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。監事は毎年会計年度終了後監査をし、その結果を総会において会員に報告し、承認を得るものとする。

(委員会)

第16条

理事長は、理事会の審議に基づき、必要に応じて委員会を設置し、会務を委嘱することができる。

(細則)

第17条

本学会の事業の遂行を円滑にするために、理事会の決議により細則を設けることができる。

(会則改定)

第18条

本会則の改定は、総会出席者の過半数の同意による決議によってなされるものとする。

(附 則)

本学会の発足にあたって、当初の役員は大学入試学会設立準備委員会委員から選出する。任期は本学会の発足時から 2026 年度の役員選挙により新役員が決定されるまでとする。なお、それまでの期間における特例として、設立総会の決議に基づき本会則第 10 条の規定の範囲内で新しく役員を追加することを妨げない。

発足初年度の年会費は、2025 年 3 月末までの期間に充当するものとし、会計年度も同期間とする。

2024 年度中に予定されている第 1 回総会以前に入会手続きを開始した個人会員の入会希望者については、正会員 1 名の推薦は不要とする。

この会則は、2023 年 12 月 17 日から施行する。

以上